

届出をしないと…

# 児童扶養手当が 返還になる可能性があります！



次のような場合には、必ず届出を行ってください。

- (例)！ 公的年金を受給できるようになった
- ！ 婚姻したとき(異性との同居も含む)
- ！ 対象児童を監護しなくなったとき
- ！ 受給者や扶養義務者が所得の修正を行ったとき など

※ 上記の例以外にも届出が必要となる場合があります。  
詳しくはこども家庭課までご相談ください。



児童扶養手当は、ひとり親家庭の生活の安定と自立促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として **貴重な税金** をもとに支給しております。  
その趣旨をよくご理解いただき、正しく届出を行っていただく必要があります。

## ⚠ 必要な場合は調査を行うことがあります

児童扶養手当法 第29条  
(調査)

都道府県知事等は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無及び手当の額の決定のために必要な事項に関する書類(当該児童の父又は母が支払った当該児童の養育に必要な費用に関するものを含む。)その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者、当該児童その他の関係人に質問させることができる。

## ⚠ 不正な手段で手当を受給した場合は懲役又は罰金に処せられることがあります

児童扶養手当法 第35条  
(罰則)

偽りその他不正の手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治40年法律第45号)に正条があるときは、刑法による。

